

審 査 基 準

平成19年10月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 規 定：第78条第5項
処 分 の 概 要：道路使用許可証の再交付
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道及び自動車専用道路における交通警察に関する事務を処理する兵庫県警察本部交通部高速道路交通警察隊長）
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第12条（道路使用許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：法令の定めによくされている。
標 準 処 理 期 間：即日
申 請 先：申請書は、当該行為に係る場所を管轄する警察署交通課（高速自動車国道等にあつては、兵庫県警察本部交通部高速道路交通警察隊本部）窓口に提出してください。
問 い 合 せ 先：兵庫県警察本部交通部交通規制課道路使用係 078 - 341 - 7441（内線5189）
備 考：